

事 務 連 絡
令和 2 年 1 月 2 2 日

各地方運輸局自動車交通部長
沖繩総合事務局運輸部長 殿

自動車局貨物課長

「自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第 78 条第 3 号に基づく許可に係る取扱いについて」の一部改正に係る取扱いについて

自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第 78 条第 3 号に基づく許可に係る取扱いについては、「自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第 78 条第 3 号に基づく許可に係る取扱いについて」の一部改正について（平成 31 年 3 月 29 日付け国自旅第 304 号・国自貨第 156 号）のとおり通達したところです。

当該改正後の「自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第 78 条第 3 号に基づく許可に係る取扱いについて」（平成 28 年 3 月 31 日付け国自旅第 412 号・国自貨第 172 号）（以下「改正通達」という。）の運用に関し、下記のとおり連絡いたします。

各地方運輸局等におかれては、管内運輸支局に対し周知いただくとともに、関係地方公共団体に対しても別紙のとおり周知をお願いいたします。

記

改正通達 2.（4）における「関連性が高いと考えられる事業者及び荷主」及び当該貨物自動車運送事業者等を「当該地域の物流網の維持の観点から代表し得る者」について、関連性の程度や、対象となる範囲及び貨物自動車運送事業者及び荷主を代表し得るかどうかについては、自家用有償旅客運送者が当該通達の定めるところにより運送を予定している貨物の種類等、地域の運送の状況などの物流網の状況等に応じて、協議会等を主催する地方公共団体等と運輸支局長とが共同で判断することとする。な

お、具体の手の続の進め方として、協議会等を主催する地方公共団体等が当該協議会の構成員の案を作成し、運輸支局に対して協議を行うこと等が考えられる。

【「関連性が高いと考えられる事業者」及び当該事業者を代表し得る者の例】

※注：個々の状況等により個別の判断が必要となるため画一的な判断はできないことから、以下は一定の前提を置いた場合の例であることに留意。

- ・自家用有償旅客運送者が、宅配便事業者から委託を受けて宅配便事業者の営業所等の集配地点間における宅配貨物の運送を行う場合における、当該地域において同種の事業を実施している貨物自動車運送事業者（宅配貨物を通常取り扱っていない貨物自動車運送事業者が偶発的に宅配貨物の運送を請け負う場合を除く。）
- ・自家用有償旅客運送者が、農産物の運送（域内の農家から小売店までの運送等）を行う場合における、当該地域で農産物を含む貨物の運送を行っている貨物自動車運送事業者（代表し得る者の例として、県トラック協会（又はその支部）等）

【「関連性が高いと考えられる荷主」及び当該荷主を代表し得る者の例】

※注：個々の状況等により個別の判断が必要となるため画一的な判断はできないことから、以下は一定の前提を置いた場合の例であることに留意。

- ・自家用有償旅客運送者が、宅配便事業者から委託を受けて宅配便事業者の営業所等の集配地点間における宅配貨物の運送を行う場合における、着荷主（利用者）としての当該地域の住民（代表し得る者として、地域の自治会等）
- ・自家用有償旅客運送者が、農産物の運送（域内の農家から小売店までの運送等）を行う場合における、発荷主としての農家（代表し得る者の例として、当該農家を組合員とする当該地域の農業協同組合等）及び着荷主としての小売店等（代表し得る者の例として、地域の小売業界団体等）

また、運輸支局においては、随時、管轄する地方運輸局との情報共有を図ることとする。

(別紙)

事 務 連 絡
令和 2 年 1 月 日

各都道府県〇〇
各市町村〇〇 　あて

〇〇運輸局（運輸支局） 〇〇

「自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第 78 条第 3 号に基づく許可に係る取扱いについて」の一部改正に係る取扱いについて

自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第 78 条第 3 号に基づく許可に係る取扱いについては、「自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第 78 条第 3 号に基づく許可に係る取扱いについて」の一部改正について（平成 31 年 3 月 29 日付け国自旅第 304 号・国自貨第 156 号）のとおりとされたところです。

当該改正後の「自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第 78 条第 3 号に基づく許可に係る取扱いについて」（平成 28 年 3 月 31 日付け国自旅第 412 号・国自貨第 172 号）（以下「改正通達」という。）の運用に関し、下記のとおり連絡いたします。

記

改正通達 2.（4）における「関連性が高いと考えられる事業者及び荷主」及び当該貨物自動車運送事業者等を「当該地域の物流網の維持の観点から代表し得る者」について、関連性の程度や、対象となる範囲及び貨物自動車運送事業者及び荷主を代表し得るかどうかについては、自家用有償旅客運送者が当該通達の定めるところにより運送を予定している貨物の種類等、地域の運送の状況などの物流網の状況等に応じて、協議会等を主催する地方公共団体等と運輸支局長とが共同で判断することとする。なお、具体的手続の進め方として、協議会等を主催する地方公共団体等が当該協議会の

構成員の案を作成し、運輸支局に対して協議を行うこと等が考えられる。

【「関連性が高いと考えられる事業者」及び当該事業者を代表し得る者の例】

※注：個々の状況等により個別の判断が必要となるため画一的な判断はできないことから、以下は一定の前提を置いた場合の例であることに留意。

- ・自家用有償旅客運送者が、宅配便事業者から委託を受けて宅配便事業者の営業所等の集配地点間における宅配貨物の運送を行う場合における、当該地域において同種の事業を実施している貨物自動車運送事業者（宅配貨物を通常取り扱っていない貨物自動車運送事業者が偶発的に宅配貨物の運送を請け負う場合を除く。）
- ・自家用有償旅客運送者が、農産物の運送（域内の農家から小売店までの運送等）を行う場合における、当該地域で農産物を含む貨物の運送を行っている貨物自動車運送事業者（代表し得る者の例として、県トラック協会（又はその支部）等）

【「関連性が高いと考えられる荷主」及び当該荷主を代表し得る者の例】

※注：個々の状況等により個別の判断が必要となるため画一的な判断はできないことから、以下は一定の前提を置いた場合の例であることに留意。

- ・自家用有償旅客運送者が、宅配便事業者から委託を受けて宅配便事業者の営業所等の集配地点における宅配貨物の運送を行う場合における、着荷主（利用者）としての当該地域の住民（代表し得る者として、地域の自治会等）
- ・自家用有償旅客運送者が、農産物の運送（域内の農家から小売店までの運送等）を行う場合における、発荷主としての農家（代表し得る者の例として、当該農家を組合員とする当該地域の農業協同組合等）及び着荷主としての小売店等（代表し得る者の例として、地域の小売業界団体等）